



2015年4月16日

MediciNova, Inc.
代表取締役社長兼 CEO

岩城 裕一

コード番号: 4875 東証 JASDAQ

問合わせ先: 東京事務所代表 副社長

岡島 正恒

電話番号: 03-3519-5010

E-mail: info@medicinova.com

当社株式の基準値段の取扱い変更についてのお知らせ

メディシノバ (MediciNova, Inc.) (米国カリフォルニア州ラ・ホイヤ、代表取締役社長兼 CEO: 岩城裕一) (以下「当社」といいます。) は、当社株式の基準値段の取り扱いについて、2015年4月20日より重複上場外国銘柄と同様の取扱いに変更される旨、東京証券取引所から通知がありましたことをお知らせします。

詳細は東京証券取引所のホームページ「売買制度／基準値段／重複上場銘柄の基準値段の設定方法の取扱いについて」をご参照ください。

<http://www.jpx.co.jp/equities/products/foreign/trading/tvdivq0000003ewa-att/tvdivq000000tmn6.pdf>

2013年7月16日のジャスダック市場の東京証券取引所への統合以降、当社株式の基準値段については内国株式と同様の取扱いとされ、東京証券取引所の前日の最終値段等が基準値段となっておりました。2015年4月20日以降は、重複上場外国銘柄と同様の取扱いとなります。

2015年4月20日時点における当社の「採用する基準値段の区分」は、「東証終値採用銘柄」が指定されており、本環境下で、ナスダック・グローバル市場における当社株価が大幅に変動し、東京証券取引所の直近の株価と大幅な乖離が発生した場合の基準値段の取扱いは以下の通りとなります。

当日立会開始前の基準値段の変更に係る取扱い等について

前日立会終了後に設定した基準値段と、本国市場（ナスダック・グローバル市場）における当日立会開始前のメディシノバ株券の直近の値段等を円換算した値段が大幅に乖離した場合については、本国市場における当日立会開始前のメディシノバ株券の直近の値段等を円換算した価格に基準値段を変更されることとなっておりますが、基準値段を変更する「大幅に乖離した場合」とは、下欄の①及び②の条件を充足した場合は、ただし、直近の営業日において、本国市場で約定がなかった場合等については、基準値段の変更は実施されません。なお、基準値段の変更日においては、成行呼値が禁止されます。

① $a - b > c$ となった場合又は $b - a > c$ となった場合

② $a \div b - 1$ で算出された値が+20%超 又は -20%未満となった場合

a：前日立会終了後に設定した基準値段

b：ナスダック・グローバル市場における当日立会開始前の外国株券の直近の値段等を円換算した値段

c：a の制限値幅

以上

メディシノバについて

メディシノバ (Medicinova, Inc.) は様々な疾患領域の新規医薬品の導入・開発・販売に特化する製薬企業です。弊社詳細につきましては <http://www.medicinova.jp> をご覧ください。

メディシノバの所在地はアメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スイート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275（電話 1-858-373-1500）です。

このプレスリリースには、1995年米国民事証券訴訟改革法（The Private Securities Litigation Reform Act of 1995）に規定される意味での「将来の見通しに関する記述」が含まれている可能性があります。これらの記述には、MN-166、MN-001、MN-221 及び MN-029 の治療法の将来における開発や効果に関する記述などが含まれます。これらの「将来の見通しに関する記述」には、そこに記述され、示されたものとは大きく違う結果または事象に導く多数のリスクまたは不確定要素が含まれます。かかる要素としては、MN-166、MN-001、MN-221、または MN-029 を開発するための提携先または助成金を得る可能性、当社の事業または臨床開発を行うために十分な資金を調達する可能性、将来の臨床治験のタイミング、費用、計画など、臨床治験、製品開発及び商品化に付随するリスクや不確定要素、FDA に対して書類を提出するタイミング、臨床開発及び商品化のリスク、現段階の臨床治験の結果が必ずしもその後の製品開発の行方を確定す

るものではない可能性、当局の承認取得の遅延または失敗の可能性、臨床治験の資金を第三者機関に頼ることによるリスク、商品候補に対する知的財産権に関するリスク及びかかる権利の防御・執行能力に関するリスク、製品候補の臨床治験または製造を依頼している第三者機関が当社の期待通りに履行できない可能性、さらに臨床治験の開始、患者登録、完了または解析、臨床治験計画の妥当性または実施に関連する重大な問題、規制当局への書類提出のタイミング、第三者機関との提携またはタイムリーな資金調達の可否などに起因する遅延及び費用増大に加え、当社が米国証券取引委員会に提出した 2014 年 12 月期の Form10K 及びその後の 10Q、8K など届出書に記載されているものも含め、しかしそれに限定されないその他のリスクや不確定要素があります。したがって、「将来の見通しに関する記述」はその時点における当社の状況を述べているにとどまり、実際の結果または成り行きは、必ずしも予想通りにはならない可能性があることにご留意下さい。また当社には、この記述に関して、情報の修正または更新を行う義務はありません。